

安中市功労者・善行者表彰 おめでとうございます

安中市功労者・善行者表彰について、令和4年度は以下の皆さんが表彰されました。この表彰は、地方自治や社会福祉、教育文化、危険業務など各分野で長年にわたり従事し功労のあった市民、公共に大きく貢献した個人や団体などに贈られます。



功労表彰

茂木 英子 様(写真なし)

安藤 廣幸 様(後列左から2人目)

須藤 英利 様(写真なし)

群馬県立安中総合学園高等学校

和太鼓部 様(後列左から3、4人目)

淡路 博和 様(後列左から1人目)

善行表彰

ファームランド株式会社 様(後列右から2人目)

株式会社相川管理 様(後列右から1人目)

森林の伐採と所有者の 変更には届出が必要です

市内の森林のほとんどは、群馬県が定める地域森林計画によって地域森林計画対象民有林に指定されています。この指定を受けている森林で、伐採や所有者の変更を行う場合は、森林法に基づき届出が必要です。

立木の伐採・造林

森林の立木を伐採する場合、伐採を開始する90日から30日前までに市町村に届出が必要です。また、主伐後の造林もしくは開発のための伐採が終わった日から30日以内に市町村に報告をする必要があります。

届出の際は、次の書類も併せて提出してください。

① 森林の位置図・区域図

② 届出書の確認書類

個人の場合…住所がわかる書類(運転免許証など)の写し
法人の場合…法人の登記事項証明書などの写し

③ 土地の登記事項証明書など

届出者に土地所有権または造林権原があることがわかる書類(土地の登記事項証明書や固定資産税納税通知書など)

④ 隣接森林との境界関係書類

伐採する箇所に関し、隣接森林所有者との確認状況がわかる書類

○書類を省略できる場合
・単木的な伐採など境界に隣接しない場合
・境界杭などにより境界が明らか

・誓約書の提出などにより届出後伐採前に境界確認を実施することを明らかにした場合

⑤ 伐採の権原関係書類

(届出者が土地所有者でない場合)

伐採に係る同意書および立木の売買契約書など届出人が立木を伐採する権原を有することがわかる書類

⑥ 他法令の許認可関係書類

(該当する場合のみ)

届出対象の森林の伐採に関し、他の行政庁の許認可が必要な場合に、その申請状況がわかる書類(許認可後)の場合は許可書の写しなど)

所有者の変更

相続、売買などで地域森林計画の対象になっている森林を取得した場合、その森林の所有者になった日から90日以内に市町村に届出が必要です。

地域森林計画対象森林や届出の詳細は、余裕を持ってお問い合わせください。

問合せ

松農林課鳥獣対策係

(☎内線2617)